

令和 3 年（ 2 0 2 1 年 ）

2 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

議 案 書

（その 1）

令和 3 年 2 月 9 日

令和3年(2021年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第1号	那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について	総務委員会	総務部総務課	1
議案第2号	那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 法制契約課	7
議案第3号	那覇市動物の愛護及び管理に関する条例制定について	都市建設環境委員会	環境部 環境衛生課	9
議案第4号	那覇市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 ちゃーがんじゅう課	21
議案第5号	那覇市高齢者在宅生活支援条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	25
議案第6号	那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	27
議案第7号	那覇市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	健康部 生活衛生課	33
議案第8号	那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	健康部 生活衛生課	41
議案第9号	那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども政策課	47
議案第10号	那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 子育て応援課	49
議案第11号	那覇市自転車等の放置防止に関する条例制定について	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路管理課	51
議案第12号	那覇市松山公園文化交流施設条例の一部を改正する条例制定について	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	都市みらい部 公園管理課	57

令和3年(2021年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第13号	那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 建築指導課	61
議案第14号	令和2年度那覇市一般会計補正予算(第11号)	予算決算委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第15号	令和2年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (総務分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第16号	令和2年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 ちゃーがんじゅう課	別冊
議案第17号	令和2年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第18号	令和2年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第19号	令和2年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第20号	令和2年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第21号	令和2年度那覇市水道事業会計補正予算(第2号)	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道部 企画経営課	別冊
議案第22号	令和2年度那覇市下水道事業会計補正予算(第2号)	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道部 企画経営課	別冊
議案第23号	令和3年度那覇市一般会計予算	予算決算委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第24号	令和3年度那覇市病院事業債管理特別会計予算	予算決算委員会 (総務分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第25号	令和3年度那覇市介護保険事業特別会計予算	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 ちゃーがんじゅう課	別冊

令和3年(2021年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第26号	令和3年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第27号	令和3年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第28号	令和3年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	こどもみらい部 子育て応援課	別冊
議案第29号	令和3年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第30号	令和3年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第31号	令和3年度那覇市水道事業会計予算	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道部 企画経営課	別冊
議案第32号	令和3年度那覇市下水道事業会計予算	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道部 企画経営課	別冊
議案第33号	財産の処分について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども政策課	75
議案第34号	財産の取得について(新文化芸術発信拠点施設備品(音響))	厚生経済委員会	市民文化部 文化振興課	77
議案第35号	財産の取得について(新文化芸術発信拠点施設備品(照明))	厚生経済委員会	市民文化部 文化振興課	79
議案第36号	議決内容の一部変更について	厚生経済委員会	市民文化部 文化振興課	81
議案第37号	令和3年度包括外部監査契約の締結について	総務委員会	企画財務部 企画調整課	83
議案第38号	工事請負契約について(第一牧志公設市場建設工事(昇降機))	厚生経済委員会	経済観光部 なはまち振興課	85

令和3年(2021年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第39号	那覇市松山公園文化交流施設の指定管理者の指定について	都市建設環境委員会	都市みらい部 公園管理課	87
議案第40号	市道の路線廃止について	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路管理課	89
議案第41号	工事請負契約について(宇栄原市営住宅第5期建替工事(建築))	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	91

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例制定について

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

公職選挙法の規定に基づき、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めるため、この案を提出する。

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第6号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第4条第2号イにおいて同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者(次条において「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、那覇市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)

第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づ

き当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下この条において「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)の合計金額
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下このアにおいて「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動

車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に規定する選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価に、選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者(次条において「ビラ作成業者」という。)との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該

ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に規定する選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価に、選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が当該選挙におけるポスター掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者(次条において「ポスター作成業者」という。)との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が525円6銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年那覇市条例第4号)

(2) 那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成5年那覇市条例第5号)

(経過措置)

- 3 この条例は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

那覇市公契約条例検討審議会を廃止するため、この案を提出する。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市建設工事等入札監視委員会	[略]
	那覇市公契約条例検討審議会	公契約に関する条例についての検討に関すること。
	那覇市総合計画審議会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市建設工事等入札監視委員会	[略]
	那覇市総合計画審議会	[略]
	[略]	
[略]		

那覇市動物の愛護及び管理に関する条例制定について

那覇市動物の愛護及び管理に関する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念並びに動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めるため、この案を提出する。

那覇市動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条―第6条)
- 第2章 動物の適正飼養等(第7条―第10条)
- 第3章 動物の収容等(第11条―第16条)
- 第4章 緊急時の措置等(第17条―第19条)
- 第5章 雑則(第20条―第24条)
- 第6章 罰則(第25条・第26条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念並びに動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、並びに動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産(以下「人の生命等」という。)に対する侵害を防止し、もって人と動物が調和し、及び共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 法第44条第4項各号に掲げる動物をいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (3) 飼い犬 飼い主のある犬をいう。
- (4) 適正飼養 動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人の生命等を侵害し、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないようにすることをいう。
- (5) 係留 丈夫な綱、鎖等で固定したものにつなぎ、その行動を制御すること又は柵、おりその他の障壁を設けて、逸走を防止することをいう。

(基本理念)

第3条 人と動物との調和のとれた共生社会は、市、市民及び飼い主が動物は命あるものであり、その命は尊ぶべきものであることを共に認識した上で、それぞれの責務を果たしていくとともに、互いに密接に連携を図りながら、衛生的な生活環境が確保されたまちづくりを実践することを基本理念として、その実現が推進されるものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、及び実施することに努めなければならない。

2 市は、広報その他の活動を通じて、動物の愛護に関する思想及び適正飼養の啓発に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、動物の愛護及び管理についての理解を深めるとともに、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主等の責務)

第6条 飼い主は、その所有し、又は占有する動物の習性、生理、生態等を理解すること及び適正飼養をすることに努めるとともに、その動物について、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 終生飼養(命を終えるまで適正飼養をすることをいう。次項において同じ。)をすること。
 - (2) 繁殖して自ら適正飼養をすることが困難となるおそれがあると認められる場合は、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずること。
 - (3) 動物に起因する感染症に関する正しい知識を持ち、感染を予防するために必要な措置を講ずること。
 - (4) 迷子札、マイクロチップ等の装着その他動物が自己の所有又は占有に係るものであることを明らかにするために必要な措置を講ずること。
 - (5) 災害等が発生した場合に備え、市長が定める措置を講ずること。
- 2 飼い主になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、動物の習性、生理、生態等を理解するとともに、飼養の目的、環境等を考慮し、及び終生飼養ができる動物を選ぶよう努めなければならない。

第2章 動物の適正飼養等

(飼い主の遵守事項)

第7条 飼い主は、その所有し、又は占有する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) その種類、発育状況等に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。
- (2) 疾病の予防その他の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した場合は適切な措置を講ずること。
- (3) 飼養場所の汚物及び汚水を適正に処理し、常に清潔に保つこと。
- (4) 道路、公園その他の公共の場所並びに他人の土地及び建物(以下「公共の場所等」という。)を損傷し、又は不潔にしないこと。
- (5) 異常な鳴き声、飛散する毛、羽毛、臭気等により人に迷惑を及ぼさないこと。
- (6) 逸走を防止する対策を講ずるとともに、逸走が発生した場合は、自らの責任において速やかに搜索し、及び収容する等適切な措置を講ずること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第8条 犬の飼い主は、その飼い犬について、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する場合を除き、飼い主以外の者に接触しないよう、常に係留しておくこと。

ア 警察犬、身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。第21条第2号において同じ。)等をその目的のために使用する場合

イ 制御できる者が、訓練又は運動を目的とする施設で訓練又は運動をさせる場合

ウ 綱、鎖等を保持することによりその行動を制御した状態で移動、訓練又は運動をさせる場合

エ 展覧会、競技会その他これらに類する催しのため飼い犬を使用する場合

オ 生後91日未満の犬であり、係留していない状態で制御できる場合

- (2) その種類、健康状態等に応じて適正に運動させること。
- (3) その種類、年齢その他特性に応じたしつけを行うこと。
- (4) 公共の場所等にふんをしたときは、直ちに当該ふんを持ち帰ること。

- (5) 飼養又は保管をしている場所の出入口付近又は他人の見やすい場所に、規則で定めるところにより、飼養又は保管をしている旨を掲示すること。

(猫の飼養等)

第9条 猫の飼い主は、その所有し、又は占有する猫について、屋内で飼養するよう努めなければならない。

- 2 所有者が判明しない猫に対し継続して給餌を目的とする行為を行う者は、猫の繁殖を防止すること、並びにその行為を行う周辺地域の生活環境を損なわないようにすること及び住民等の理解を得ることに努めなければならない。

(飼い主等に対する指導及び助言)

第10条 市長は、動物の健康若しくは安全を保持し、又は動物による人の生命等に対する侵害若しくは生活環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。

- 2 市長は、第6条第1項第2号に規定する繁殖を防止するための措置について、飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。
- 3 市長は、第6条第1項第3号に規定する感染を予防するための措置について、飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。
- 4 市長は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺地域の生活環境が損なわれている事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をするものとする。

第3章 動物の収容等

(犬の収容)

第11条 市長は、第8条第1号の規定に違反して係留されていない犬があると認めるときは、これを収容することができる。

- 2 市長は、収容しようとしている犬がその飼い主又はその他の者の土地、建物等に入った場合で、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、職員をしてその場所(人の居住する建物を除く。)に立ち入らせることができる。ただし、当該土地、建物等の所有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、その限りでない。

- 3 前項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者

から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 4 何人も、第1項の規定による犬の収容のために設置した器具を移動し、又は破損してはならない。

(犬又は猫の引取り)

第12条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。次項において「省令」という。)第21条の2第7号に規定する犬又は猫の所有者が引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として条例、規則等に定める場合は、市長が定める。

- 2 省令第21条の3第2号に規定する所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として条例、規則等に定める場合は、市長が定める。

- 3 市長は、法第35条第1項本文(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により犬又は猫を引き取るときは、引き取るべき日時及び場所を指定し、並びにこれを引き取るために必要な指示をすることができる。

(負傷した犬、猫等の措置)

第13条 市長は、公共の場所等において、疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等を発見した者から通報があった場合において、その所有者が判明しないときは、これを収容するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により犬、猫等を収容したときは、その状態等に応じた必要な処置を講ずるものとする。

(公示等)

第14条 市長は、法第35条第3項において準用する同条第1項本文及び第36条第2項並びに第11条第1項及び前条第1項の規定により所有者の判明しない犬、猫等の収容又は引取り(以下「収容等」という。)をしたときは、当該犬、猫等の種類、収容等の日時、場所その他必要な事項を5日間公示するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する犬、猫等の所有者が判明したときは、その所有者に対し、判明した日から2日以内にこれを引き取るべき旨を通知するものとする。
- 3 犬、猫等の所有者は、第1項に規定する公示がされた場合にあつては当該公示の期間が満了する日の翌日、前項に規定する通知を受けた場合にあつては当該通知が到達した日の翌日までに、その犬、猫等を引き取らなければならない。

- 4 市長は、第1項に規定する公示期間が満了した日から2日以内(第2項の規定による通知を行った場合にあっては、当該通知が到達した日から2日以内)にその犬、猫等を引き取る者がいないときは、当該犬、猫等を処分することができる。ただし、当該犬、猫等の所有者からやむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があつたときは、その期間が経過するまでの間は、この限りでない。

(譲渡)

第15条 市長は、法第35条第1項本文の規定により引取りをした犬及び猫並びに前条第4項本文の規定により処分することができる犬、猫等を、その飼養を希望する者で、適正飼養ができると認めるものに譲渡することができる。

(犬及び猫の繁殖制限)

第16条 犬又は猫の飼い主は、その所有し、又は占有する犬又は猫がみだりに繁殖してこれに適正飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言をするように努めなければならない。

第4章 緊急時の措置等

(事故発生時の措置)

第17条 犬の飼い主は、その飼い犬が人の生命等を侵害したときは、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、被害を与えた日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 犬の飼い主は、その飼い犬が人をかんだときは、直ちに、当該犬に狂犬病の疑いがあるかどうかについての獣医師の検診を受けなければならない。

(措置命令)

第18条 市長は、第8条第1号の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又は犬が人の生命等を侵害したとき、若しくは侵害するおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第8条第1号の規定に違反している犬の飼い主に対しては、飼い主以外の者

に接触しないよう、当該犬を係留すること。

(2) 犬に口輪を装着すること。

(3) その他犬による人の生命等に対する侵害を防止するため必要な措置をとること。

(立入調査等)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係者から当該動物の飼養の状況、保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は市長が指定する職員に当該動物の飼養若しくは保管をしている土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入らせ、及び当該動物の飼養の状況等に関し調査させ、若しくは質問させることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、飼い主その他の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雑則

(手数料)

第20条 法第35条第1項本文の規定による引取りを求める所有者は、当該引取りが行われる際に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 生後91日未満の犬 1頭につき500円

(2) 生後91日以上

ア 体重30キログラム未満 1頭につき2,500円

イ 体重30キログラム以上 1頭につき3,500円

(3) 生後91日未満の猫 1匹につき500円

(4) 生後91日以上

2 法第35条第3項において準用する同条第1項本文及び第36条第2項並びに第11条第1項及び第13条第1項の規定による収容等をされた犬、猫等の返還を求める飼い主は、当該返還が行われる際に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 返還に要する手数料 1頭又は1匹につき4,000円

(2) 飼養及び管理に関する手数料 1頭又は1匹につき1日当たり350円

3 納付された手数料は、還付しないものとする。

(手数料の免除)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。

(1) 官公署から事務上の必要により請求があった場合

(2) 身体障害者補助犬に係る請求があった場合

(3) その他市長が特別の理由があると認める場合

(動物愛護管理員)

第22条 法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

2 前項の動物愛護管理員に関し必要な事項は、市長が定める。

(動物愛護推進員)

第23条 市長は、犬、猫等の動物の愛護、適正飼養等の推進について熱意及び識見を有する者のうちから、法第38条第1項の動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 前項の動物愛護推進員は、法第38条第2項に掲げるもののほか、次に掲げる活動を行う。

(1) 飼い主に対し、その求めに応じて、動物の適正飼養に関する助言をすること。

(2) 飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、飼養等の目的、環境等に適した動物の選び方に関する必要な助言をすること。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第25条 第18条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第19条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(那覇市飼い犬条例の廃止)

- 2 那覇市飼い犬条例(昭和49年那覇市条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際前項の規定による廃止前の那覇市飼い犬条例(次項において「旧条例」という。)第8条第1項の規定により捕獲されている犬は、第11条第1項の規定により収容されている犬とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(那覇市手数料条例の一部改正)

- 6 那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71条)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。	
3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～18 [略]

19 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第35条第1項の規定に基づく犬又は猫の引取り	犬又は猫の引取り手数料	ア 生後91日以上の子犬1頭又は猫1匹につき2,500円(体重30キログラム以上の犬にあつては、1頭につき3,500円) イ 生後91日未満の子犬1頭又は猫1匹につき500円
(2)	法第35条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき引き取った犬若しくは猫又は法第36条第2項の規定により収容した犬、猫等の飼養管理及び返還	引取り又は収容中の犬、猫等の飼養管理及び返還手数料	1頭につき4,000円に返還までの日数に350円を乗じて得た額を加算した額

20～25 [略]

26 那覇市飼い犬条例(昭和49年那覇市条例第1号)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	那覇市飼い犬条例第8条の規定に基づき捕獲した犬の飼養管理及び返還	捕獲した犬の飼養管理及び返還手数料	1頭につき4,000円に返還までの日数に350円を乗じて得た額を加算した額

[改正後 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～18 [略]

19～24 [略]

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

令和 3 年度から令和 5 年度までの第 1 号被保険者に係る介護保険料を改め、及び字句を整理するため、この案を提出する。

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保険料率) 第6条 <u>平成30年度から令和2年度までの各</u>年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>4</u> <u>2,336円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>6</u> <u>3,492円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>6</u> <u>3,492円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>7</u> <u>6,200円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>8</u> <u>4,660円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>96,516円</u> ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号の合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のい	(保険料率) 第6条 <u>令和3年度から令和5年度までの各</u>年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>4</u> <u>1,256円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>6</u> <u>1,884円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>6</u> <u>1,884円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>7</u> <u>4,268円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>8</u> <u>2,512円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>92,424円</u> ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号の合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、

ずれにも該当しないもの イ [略] (7) 次のいずれかに該当する者 <u>105,828円</u> ア 合計所得金額が120万円以上<u>200万円</u>未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ [略] (8) 次のいずれかに該当する者 <u>126,996円</u> ア 合計所得金額が<u>200万円</u>以上<u>300万円</u>未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ [略] (9) 次のいずれかに該当する者 <u>135,456円</u> ア 合計所得金額が<u>300万円</u>以上400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ [略] (10) 次のいずれかに該当する者 <u>152,388円</u> ア～イ [略] (11) 次のいずれかに該当する者 <u>177,792円</u> ア～イ [略] (12) 次のいずれかに該当する者 <u>194,724円</u> ア～イ [略] (13) 次のいずれかに該当する者 <u>203,184円</u> ア～イ [略] (14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>211,656円</u> 2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げ	かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ [略] (7) 次のいずれかに該当する者 <u>103,140円</u> ア 合計所得金額が120万円以上<u>210万円</u>未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ [略] (8) 次のいずれかに該当する者 <u>123,768円</u> ア 合計所得金額が<u>210万円</u>以上<u>320万円</u>未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ [略] (9) 次のいずれかに該当する者 <u>132,024円</u> ア 合計所得金額が<u>320万円</u>以上400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ [略] (10) 次のいずれかに該当する者 <u>148,524円</u> ア～イ [略] (11) 次のいずれかに該当する者 <u>173,280円</u> ア～イ [略] (12) 次のいずれかに該当する者 <u>189,780円</u> ア～イ [略] (13) 次のいずれかに該当する者 <u>198,036円</u> ア～イ [略] (14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>206,280円</u> 2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までににおける保険料率は、これらの規定にかかわら
---	--

る区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に該当する者 <u>25,404円</u> (2) 前項第2号に該当する者 <u>42,336円</u> (3) 前項第3号に該当する者 <u>59,268円</u>	ず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に該当する者 <u>24,756円</u> (2) 前項第2号に該当する者 <u>41,256円</u> (3) 前項第3号に該当する者 <u>57,768円</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市介護保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

那覇市高齢者在宅生活支援条例の一部を改正する条例制定について

那覇市高齢者在宅生活支援条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

在宅高齢者の生活を支援する高齢者在宅生活支援事業において、利用者の利用期間の更新手続を廃止する等所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市高齢者在宅生活支援条例の一部を改正する条例

那覇市高齢者在宅生活支援条例(平成12年那覇市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用の許可) 第4条 高齢者在宅生活支援事業を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の利用期間は、6月とし、利用期間終了後引き続き高齢者在宅生活支援事業を利用しようとするときは、利用期間の更新を受けなければならない。	(利用の許可) 第4条 高齢者在宅生活支援事業を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。<u>ただし、規則で定める高齢者在宅生活支援事業については、この限りでない。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額の対象となる納税義務者の基準について見直し等を行い、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者	(保険税の減額) 第21条 [略] (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該公的年金等の収入金額

ア～ウ [略]

エ 被保険者に係る世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(イ) [略]

(ウ) 特定継続世帯 2,782 円

オ～カ [略]

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ウ [略]

エ 被保険者に係る世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(イ) [略]

(ウ) 特定継続世帯 1,987 円

オ～カ [略]

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超

が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～ウ [略]

エ [略]

(ア)～(イ) [略]

(ウ) 特定継続世帯 2,783 円

オ～カ [略]

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ウ [略]

エ [略]

(ア)～(イ) [略]

(ウ) 特定継続世帯 1,988 円

オ～カ [略]

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同

えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第21条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

付 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する

一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第21条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

付 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、<u>同項中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。</u>	被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、<u>同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

那覇市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例制定について

那覇市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「公衆浴場における衛生等管理要領」が改正されたことに伴い、公衆浴場の構造設備等の基準について所要の規定を整備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

那覇市公衆浴場法施行条例(平成24年那覇市条例第63号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1(第4条関係) 1 普通公衆浴場及びその他の公衆浴場の構造設備の基準 (1)～(6) [略] (7)～(8) [略] (9) <u>水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)</u>以外の水を、<u>原湯(浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)</u>、<u>原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)</u>、<u>上がり用湯(洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)</u>又は<u>上がり用水(洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)</u>として使用する<u>場合には、当該水の</u>水質を規則で定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。 (10) [略]	別表第1(第4条関係) 1 [略] (1)～(6) [略] (7) <u>水位計を設置する場合は、当該水位計の配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないものであること。</u> (8) <u>配管内の浴槽水が完全に排水できる構造であること。</u> (9) <u>調節箱(洗い場の湯栓又はシャワーに送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。以下同じ。)</u>を設置する場合は、<u>清掃が容易で、かつ、消毒できる構造であること。</u> (10)～(11) [略] (12) <u>原湯(浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)</u>、<u>原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)</u>、<u>上がり用湯(洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)</u>又は<u>上がり用水(洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)</u>として使用する水の<u>水質を規則で定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。</u> (13) [略]

(11) 原水及び原湯を送水するための配管は、ろ過器及び循環配管(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

(12) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の要件を満たすものであること。

ア [略]

イ ろ過器の前に集毛器を設置すること。

ウ～オ [略]

(13) 浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽(以下「回収槽」という。)の湯水を浴用に使用しない構造であること。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の湯水を消毒できる設備が備えられていること。

(14)～(15) [略]

(16) 気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

(17)～(19) [略]

(14) 貯湯槽は、完全に排水できる構造であること。

(15) 原水及び原湯を送水するための配管は、ろ過器(浴槽水中の微細な粒子及び繊維等を除去する装置であって、浴槽水を再利用するためのものをいう。以下同じ。)及び循環配管(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

(16) [略]

ア [略]

イ ろ過器の前に集毛器(浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置であって、浴槽水を再利用するためのものをいう。以下同じ。)を設置すること。

ウ～オ [略]

(17) 浴槽の縁からあふれた水及びその水を回収する槽(以下「回収槽」という。)の水を浴用に使用しない構造であること。ただし、これにより難しい場合には、還水管(浴槽の縁からあふれた水を浴用に再利用するための配管をいう。以下同じ。)を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を消毒できる設備が備えられていること。

(18)～(19) [略]

(20) 気泡発生装置等を設置する場合は、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこり及び浴槽水等が入らない構造であること。

(21)～(23) [略]

(20) 入浴者用飲料水の設備を設けるときは、その旨を表示し、飲料水の水質については、水道法第4条第1項に定める要件について、それぞれ水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める水質基準に適合すること。

(21)～(23) [略]

2 [略]

別表第2(第5条関係)

1 普通公衆浴場及びその他の公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準

(1)～(4) [略]

(5) 浴槽水及び上り用湯の温度は、常に摂氏40度以上に保つこと。

(6)～(8) [略]

(9) 水道水以外の水を使用した原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

(10)～(11) [略]

(12)～(13) [略]

(14) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラム以上を保ち、かつ、1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが適当でない場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が認めたものについては、この限りでない。

(24) 入浴者用飲料水の設備を設けるときは、その旨を表示し、飲料水の水質については、水道法(昭和32年法律第177号)第4条第1項に定める要件について、それぞれ水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める水質基準に適合すること。

(25)～(27) [略]

2 [略]

別表第2(第5条関係)

1 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 浴槽水及び上がり用湯の温度は、常に摂氏40度以上に保つこと。

(6)～(8) [略]

(9) 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

(10)～(11) [略]

(12) 定期的に貯湯槽の設備の点検及び温度計の性能の確認を行うこと。

(13)～(14) [略]

(15) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の残留塩素濃度を頻繁に測定して、次に掲げる基準を満たすようにするとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高く当該基準を適用することが適当でない場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が認めたものについては、この限りでない。

(15) ろ過器等を使用している場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。
ア～ウ [略]

(16) 集毛器は、毎日清掃すること。

(17) 調整箱(洗い場の湯栓やシャワーに送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。)は、定期的に清掃を行うこと。

(18)～(19) [略]

(20) 回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、頻繁に回収槽の壁面の清掃及び消毒を行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の湯水を塩素系薬剤で消毒すること。

(21) 気泡発生装置等を設置する場合には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

ア 塩素系薬剤(結合塩素のモノクロラミンを除く。)を使用する場合の遊離残留塩素濃度は、次のとおりとする。

(ア) 1リットル中0.4ミリグラム以上とすること。

(イ) 1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めること。

イ 結合塩素のモノクロラミンを使用する場合の結合残留塩素濃度は、1リットル中3.0ミリグラム程度とすること。

(16) [略]

ア～ウ [略]

エ 図面等により、配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること。

(17) 集毛器は、毎日1回以上、清掃及び消毒を行うこと。

(18) 調節箱は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

(19)～(20) [略]

(21) 浴槽の縁からあふれた水及び回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、頻繁に還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒すること。

(22) 気泡発生装置等を設置する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

ア 連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

イ 定期的に清掃及び消毒を行い、内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

(22) [略] (23)～(25) [略] (26) 10歳以上の男女を混浴させないこと。 (27)～(28) [略] 2 個室付公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準 (1) 前項第1号から第9号まで及び第26号から第28号までに規定する措置を講ずること。 (2) [略]	(23) 浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。 (24) [略] (25) 水位計配管は、1週間に1回以上、生物膜の除去を行うための消毒を行うこと。 (26) シャワーは、1週間に1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。 (27) シャワーヘッド及びシャワーのホースは、6月に1回以上の点検並びに1年に1回以上の清掃及び消毒を行うこと。 (28)～(30) [略] (31) 7歳以上の男女を混浴させないこと。 (32)～(33) [略] 2 [略] (1) 前項第1号から第9号まで及び第31号から第33号までに規定する措置を講ずること。 (2) [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けて浴場業を営む者(この条例の施行の日前に許可の申請をし、同日以後に許可を受けた者を含む。)が引き続き営業の用に供する施設の構造設備であって、改正後の別表第1第1項に規定する基準に適合しないものについての構造設備

の基準については、当該構造設備を増築し、又は改築する時までは、改正後の那覇市公衆浴場法施行条例の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定について

那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「旅館業における衛生等管理要領」が改正されたことに伴い、旅館業における施設の構造設備等の基準について所要の規定を整備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

那覇市旅館業法施行条例(平成24年那覇市条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1(第3条関係) 衛生措置の基準 1～5 〔略〕 6 浴室及び脱衣室 (1)～(2) 〔略〕 (3) <u>水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)</u> <u>以外の水を使用した原湯(浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。))を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)</u>、<u>原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)</u>、<u>上がり用湯(洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)</u>及び<u>上がり用水(洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)</u>並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。 (4)～(5) 〔略〕 (6)～(7) 〔略〕 (8) <u>浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラム以上を保ち、かつ、1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の</u>	別表第1(第3条関係) 衛生措置の基準 1～5 〔略〕 6 〔略〕 (1)～(2) 〔略〕 (3) 原湯(浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。))を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、<u>原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)</u>、<u>上がり用湯(洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)</u>及び<u>上がり用水(洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)</u>並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。 (4)～(5) 〔略〕 (6) <u>定期的に貯湯槽の設備の点検及び温度計の性能の確認を行うこと。</u> (7)～(8) 〔略〕 (9) <u>浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の残留塩素濃度を頻繁に測定して、次に掲げる基準を満たすようにするとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は原水若しくは原湯</u>

条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが適当でない場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が認めたものについては、この限りでない。

- (9) ろ過器等を使用して循環させている浴槽水を消毒する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

ア～ウ [略]

- (10) 集毛器は、毎日清掃すること。

- (11) 調整箱(洗い場の湯栓やシャワーに送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。)は、定期的に清掃を行うこと。

(12)～(13) [略]

の水素イオン濃度が高く当該基準を適用することが適当でない場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が認めたものについては、この限りでない。

ア 塩素系薬剤(結合塩素のモノクロラミンを除く。)を使用する場合の遊離残留塩素濃度は、次のとおりとする。

(ア) 1リットル中0.4ミリグラム以上とすること。

(イ) 1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めること。

イ 結合塩素のモノクロラミンを使用する場合の結合残留塩素濃度は、1リットル中3.0ミリグラム程度とすること。

- (10) ろ過器(浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子及び繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。)等を使用して循環させている浴槽水を消毒する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

ア～ウ [略]

エ 図面等により、配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること。

- (11) 集毛器(浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置であって、浴槽水を再利用するためのものをいう。以下同じ。)は、毎日1回以上、清掃及び消毒を行うこと。

- (12) 調節箱(洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。以下同じ。)は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

(13)～(14) [略]

(14) 浴槽の縁からあふれ出た湯水を貯留する槽(以下「回収槽」という。)の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合には、頻繁に回収槽の壁面の清掃及び消毒を行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の湯水を塩素系薬剤で消毒すること。

(15) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置する場合には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

(16) [略]

(17)～(18) [略]

7～10 [略]

別表第2(第5条関係)

1 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準

(1)～(2) [略]

(3) 浴室は、次の要件を満たすものであ

(15) 浴槽の縁からあふれた水及びその水を回収する槽(以下「回収槽」という。)の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合には、頻繁に還水管(浴槽の縁からあふれた水を浴用に再利用するための配管をいう。以下同じ。)及び回収槽の内部の清掃及び消毒を行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒すること。

(16) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

ア 連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

イ 定期的に清掃及び消毒を行い、内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

(17) 浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

(18) [略]

(19) 水位計配管は、1週間に1回以上、生物膜の除去を行うための消毒を行うこと。

(20) シャワーは、1週間に1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

(21) シャワーヘッド及びシャワーのホースは、6月に1回以上の点検並びに1年に1回以上の清掃及び消毒を行うこと。

(22)～(23) [略]

7～10 [略]

別表第2(第5条関係)

1 [略]

(1)～(2) [略]

(3) [略]

ること。

ア～イ [略]

ウ 水道水以外の水を原水、原湯、上がり用水又は上がり用湯として使用する場合には、当該水の水質を規則で定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。

エ～カ [略]

キ 気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

ク～ケ [略]

(4) 共同で使用する浴室を設ける場合は、前号に掲げるもののほか、次の要件を満たすものであること。

ア～イ [略]

ウ [略]

エ 回収槽の湯水を浴用に使用しない構造であること。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を消毒できる設備が備えられていること。

ア～イ [略]

ウ 原水、原湯、上がり用水又は上がり用湯として使用する水の水質を規則で定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。

エ～カ [略]

キ 気泡発生装置等を設置する場合は、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこり又は浴槽水等が入らない構造であること。

ク～ケ [略]

(4) [略]

ア～イ [略]

ウ 貯湯槽は、完全に排水できる構造であること。

エ [略]

オ 浴槽の縁からあふれた水及び回収槽の水を浴用に使用しない構造であること。ただし、これにより難しい場合には、還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を消毒できる設備が備えられていること。

カ 水位計を設置する場合は、当該水位計の配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないものであること。

キ 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造であること。

ク 調節箱を設置する場合は、清掃が容易で、かつ、消毒できる構造であること。

(5)～(8) [略] 2～3 [略]	(5)～(8) [略] 2～3 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けて旅館業を営む者(この条例の施行の日前に許可の申請をし、同日以後に許可を受けた者を含む。)が引き続き営業の用に供する施設の構造設備であつて、改正後の別表第2第1項に規定する基準に適合しないものについての構造設備の基準については、当該構造設備を増築し、又は改築する時までは、改正後の那覇市旅館業法施行条例の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、放課後児童支援員となれる者の範囲を拡げ、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第11条 [略] 2 [略] 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学(以下「社会福祉学等」という。<u>以下この項において同じ。</u>)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (6)～(10) [略] 4～5 [略]	(職員) 第11条 [略] 2 [略] 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学(以下<u>この項において</u>「社会福祉学等」という。)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(<u>当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>) (6)～(10) [略] 4～5 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正前部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正前部分を削る。	

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例制定について

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

厚生労働省令である「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正
に伴い、母子生活支援施設における心理療法担当職員となれる者の資格の範囲
を拡げるため、この案を提出する。

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第68号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第26条 [略] 2 [略] 3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくは<u>これ</u>に相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 4～6 [略]	(職員) 第26条 [略] 2 [略] 3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、<u>研究科</u>若しくは<u>これら</u>に相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 4～6 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

那覇市自転車等の放置防止に関する条例制定について

那覇市自転車等の放置防止に関する条例を別紙のように制定する。

令和3年2月9日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

市、自転車等の利用者等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条に規定する条例で定めるところによる放置自転車等の撤去、保管に対する措置等を定めるため、この案を提出する。

那覇市自転車等の放置防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市、自転車等の利用者等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。第7条第1項において「法」という。)第6条に規定する条例で定めるところによる放置自転車等の撤去、保管した自転車等に対する措置及びそれらに要した費用に関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の確保、都市の美観の維持及び自転車等の利用者の利便の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 原動機付自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。)及び自転車(同項第11号の2に規定する自転車をいう。第7条第1項において同じ。)をいう。
- (2) 放置自転車等 自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にある自転車等をいう。
- (3) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、駅前広場、緑地その他公共の用に供する場所(自転車等駐車場を除く。)をいう。

(市の責務)

第3条 市は、放置自転車等の撤去、撤去した自転車等の保管及び保管した自転車等の廃棄等の処分並びに自転車等の放置防止に関する啓発及び駐車対策に関し必要な施策(以下「市の施策」という。)を実施するものとする。

2 市は、市の施策を実施するため必要があると認めるときは、公共の場所を管理する者、警察その他関係者と協議し、協力を求めることができる。

(利用者等の責務)

第4条 利用者等(自転車等の利用者又は所有者をいう。以下同じ。)は、自転車等を

安全に利用しなければならない。

- 2 利用者等は、市の施策に協力しなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第5条 公共の場所を管理する者は、当該公共の場所の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、相互に協力して、放置自転車等の撤去等に努めるものとする。

(施設の設置者の責務)

第6条 官公署、学校、図書館その他公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場その他自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めなければならない。

- 2 前項に規定する施設の設置者は、市の施策に協力しなければならない。

(自転車等小売業者の責務)

第7条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車に法第12条第3項に規定する防犯登録を受けることを勧奨するよう努めなければならない。

- 2 自転車等の小売を業とする者は、市の施策に協力しなければならない。

(自転車等の放置禁止)

第8条 利用者等は、公共の場所に自転車等を放置してはならない。

(重点区域の指定等)

第9条 市長は、良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するために必要があると認める公共の場所を、自転車等放置防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係団体の意見を聴くものとする。

- 3 市長は、重点区域を指定したときは、規則で定める事項を公示するとともに、利用者等への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前2項の規定は、重点区域の指定を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

(自転車等の放置に対する措置)

第10条 市長は、重点区域内において自転車等から離れようとしている利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適切な場所に移動させるよう指導することができる。

2 市長は、重点区域内にある放置自転車等を直ちに撤去し、及び撤去した自転車等を保管することができる。

3 市長は、放置自転車等により重点区域外の公共の場所の良好な生活環境が阻害され、その機能が低下していると認めるときは、当該放置自転車等の利用者等に対し、当該放置自転車等を自転車等駐車場その他適切な場所に移動させるよう指導することができる。

4 市長は、前項の規定による指導を行った場合において、規則で定める期間を経過してもなお公共の場所にある放置自転車等を撤去し、及び撤去した自転車等を保管することができる。

(撤去に伴う措置)

第11条 市長は、前条第2項又は第4項の規定により放置自転車等を撤去する場合において、当該放置自転車等が電柱、柵その他の工作物に係留されていること等により撤去することが困難であると認めるときは、係留に用いられている器具の切断その他の必要な措置を講ずることができる。この場合において、当該措置により生じた損害については、本市は、その責めを負わない。

(保管した自転車等に対する措置)

第12条 市長は、第10条第2項又は第4項の規定により自転車等を保管したときは、規則で定める事項を公示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による公示の日から起算して規則で定める期間を経過する日までに当該公示に係る自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

(費用の負担)

第13条 第10条第2項又は第4項の規定により保管した自転車等の返還を受けようと

する利用者等は、撤去、保管その他の措置に要した費用として実費の範囲内において規則で定める額を、市長に支払わなければならない。

- 2 市長は、利用者等が自転車等の放置をしたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項に規定する費用の支払を免除することができる。
- 3 第1項の規定は、前条第2項前段に規定する売却代金を返還する場合についても適用する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市松山公園文化交流施設条例の一部を改正する条例制定について

那覇市松山公園文化交流施設条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

令和 4 年度から那覇市松山公園文化交流施設にある福州園の夜間開園を開始し、及び松山公園連携施設の開園時間を延長できるようにするため、この案を提出する。

那覇市松山公園文化交流施設条例の一部を改正する条例

那覇市松山公園文化交流施設条例(平成27年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																						
(開園時間及び休園日) 第4条 文化交流施設の開園時間は次の表に定めるとおりとし、休園日は第14条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が定める日とする。 <table><tr><th colspan="2">施設</th><th>開園時間</th></tr><tr><td colspan="2">福州園</td><td>午前9時から午後6時まで</td></tr><tr><td rowspan="4">松山公園連携施設</td><td>案内所兼公園管理事務所交流室</td><td>午前9時から午後9時まで</td></tr><tr><td>歴史展示室</td><td>午前9時から午後9時までの間で指定管理者が定める時間</td></tr><tr><td>飲食店</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> 2～4 [略] 別表第2(第9条関係) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">入園料(1人につき)</th></tr><tr><td rowspan="2">個人</td><td>大人</td><td colspan="2">200円</td></tr><tr><td>小人</td><td colspan="2">100円</td></tr><tr><td rowspan="2">団体(20人以上)</td><td>大人</td><td colspan="2">160円</td></tr><tr><td>小人</td><td colspan="2">80円</td></tr></table> 備考 1～2 [略]	施設		開園時間	福州園		午前9時から午後6時まで	松山公園連携施設	案内所兼公園管理事務所交流室	午前9時から午後9時まで	歴史展示室	午前9時から午後9時までの間で指定管理者が定める時間	飲食店	[略]	[略]		区分		入園料(1人につき)		個人	大人	200円		小人	100円		団体(20人以上)	大人	160円		小人	80円		(開園時間及び休園日) 第4条 [略] <table><tr><th colspan="2">施設</th><th>開園時間</th></tr><tr><td colspan="2">福州園</td><td>午前9時から午後10時までの間で指定管理者が定める時間</td></tr><tr><td rowspan="4">松山公園連携施設</td><td>案内所兼公園管理事務所</td><td>午前9時から午後10時までの間で指定管理者が定める時間</td></tr><tr><td>歴史展示室</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>交流室</td></tr><tr><td>飲食店</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td><td></td></tr></table> 2～4 [略] 別表第2(第9条関係) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">入園料(1人につき)</th></tr><tr><th>昼間</th><th>夜間</th></tr><tr><td rowspan="2">個人</td><td>大人</td><td>200円</td><td>600円</td></tr><tr><td>小人</td><td>100円</td><td>300円</td></tr><tr><td rowspan="2">団体(20人以上)</td><td>大人</td><td>160円</td><td>480円</td></tr><tr><td>小人</td><td>80円</td><td>240円</td></tr></table> 備考 1 夜間とは午後5時以後にライトアップ(照明器具を用いて建造物、樹木等を明るく浮かび上がらせることをいう。)を行って開園する時間帯をいい、<u>昼間とはそれ以外の開園する時間帯をいう。</u> 2～3 [略]	施設		開園時間	福州園		午前9時から午後10時までの間で指定管理者が定める時間	松山公園連携施設	案内所兼公園管理事務所	午前9時から午後10時までの間で指定管理者が定める時間	歴史展示室		交流室	飲食店	[略]	[略]			区分		入園料(1人につき)		昼間	夜間	個人	大人	200円	600円	小人	100円	300円	団体(20人以上)	大人	160円	480円	小人	80円	240円
施設		開園時間																																																																					
福州園		午前9時から午後6時まで																																																																					
松山公園連携施設	案内所兼公園管理事務所交流室	午前9時から午後9時まで																																																																					
	歴史展示室	午前9時から午後9時までの間で指定管理者が定める時間																																																																					
	飲食店	[略]																																																																					
	[略]																																																																						
区分		入園料(1人につき)																																																																					
個人	大人	200円																																																																					
	小人	100円																																																																					
団体(20人以上)	大人	160円																																																																					
	小人	80円																																																																					
施設		開園時間																																																																					
福州園		午前9時から午後10時までの間で指定管理者が定める時間																																																																					
松山公園連携施設	案内所兼公園管理事務所	午前9時から午後10時までの間で指定管理者が定める時間																																																																					
	歴史展示室																																																																						
	交流室																																																																						
	飲食店	[略]																																																																					
[略]																																																																							
区分		入園料(1人につき)																																																																					
		昼間	夜間																																																																				
個人	大人	200円	600円																																																																				
	小人	100円	300円																																																																				
団体(20人以上)	大人	160円	480円																																																																				
	小人	80円	240円																																																																				
備考																																																																							

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
- 5 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 6 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部改正等に伴い、手数料の設定について所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第4第7項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～4 [略]

- 5 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)	[略]	[略]	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア [略] イ 共同住宅等の共用部分 (ア) 300平方メートル以下のも 78,000円 (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの

			129,000円 (ウ) 2,000平方メートルを<u>超え</u>5,000平方メートル<u>以下</u>のもの 205,000円 (エ) 5,000平方メートルを<u>超え</u>10,000平方メートル<u>以下</u>のもの 266,000円 (オ) 10,000平方メートルを<u>超え</u>25,000平方メートル<u>以下</u>のもの 322,000円 (カ) 25,000平方メートルを<u>超える</u>もの 372,000円 ウ 住宅以外の用途に供する部分 (ア) 300平方メートル<u>以下</u>のもの 172,000円 (イ) 300平方メートルを<u>超え</u>2,000平方メートル<u>以下</u>のもの 275,000円 (ウ) 2,000平方メートルを<u>超え</u>5,000平方メートル<u>以下</u>のもの 395,000円 (エ) 5,000平方メートルを<u>超え</u>10,000平方メートル<u>以下</u>のもの 488,000円 (オ) 10,000平方メートルを<u>超え</u>25,000平方メートル<u>以下</u>のもの 579,000円 (カ) 25,000平方メートルを<u>超える</u>もの 658,000円
(2)	[略]	[略]	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア [略] イ 共同住宅等の共用部分 (ア) 300平方メートル<u>以下</u>のもの 6,900円 (イ) 300平方メートルを<u>超え</u>2,000平方メートル<u>以下</u>のもの 20,000円 (ウ) 2,000平方メートルを<u>超え</u>5,000平方メートル<u>以下</u>のもの 62,000円 (エ) 5,000平方メートルを<u>超え</u>10,000平方メートル<u>以下</u>のもの 100,000円 (オ) 10,000平方メートルを<u>超え</u>25,000平方メートル<u>以下</u>のもの 129,000円 (カ) 25,000平方メートルを<u>超える</u>もの 158,000円 ウ 住宅以外の用途に供する部分 (ア) 300平方メートル<u>以下</u>のもの 6,900円 (イ) 300平方メートルを<u>超え</u>2,000平方メートル<u>以下</u>のもの 20,000円 (ウ) 2,000平方メートルを<u>超え</u>5,000平方メートル<u>以下</u>のもの 62,000円

			<u>(エ)</u> 5,000平方メートルを <u>超え</u> 10,000平方メートル <u>以下</u> のもの 100,000円 <u>(オ)</u> 10,000平方メートルを <u>超え</u> 25,000平方メートル <u>以下</u> のもの 129,000円 <u>(カ)</u> 25,000平方メートルを <u>超える</u> もの 158,000円
(3)～(4) [略]			

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ判定に係る建築物の評価対象床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(評価対象床面積がない場合にあっては、83,000円) ア 標準入力法又は主要室入力法の場合 (ア) [略] <u>(イ)</u> <u>300平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満のもの 347,000円 <u>(ウ)～(カ)</u> [略] イ モデル建物法の場合 (ア) [略] <u>(イ)</u> <u>300平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満のもの 139,000円 <u>(ウ)～(カ)</u> [略]
(2)	[略]	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該計画の変更に係る建築物の部分の評価対象床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(評価対象床面積がない場合にあっては、41,500円) ア 標準入力法又は主要室入力法の場合 (ア) [略] <u>(イ)</u> <u>300平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満のもの 173,500円 <u>(ウ)～(カ)</u> [略] イ モデル建物法の場合 (ア) [略] <u>(イ)</u> <u>300平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満のもの 69,500円 <u>(ウ)～(カ)</u> [略]
(3)	[略]		
(4)	[略]	[略]	申請に係る建築物(法第34条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考

		の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア 非住宅部分(<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「基準省令」という。)</u>第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) [略] (イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 347,000円 (ウ)～(カ) [略] イ 非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの <u>80,000円</u> (イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>131,000円</u> (ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>201,000円</u> (エ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>255,000円</u> (オ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>304,000円</u> (カ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> <u>353,000円</u> ウ～エ [略]
(5)	[略]	[略] 申請に係る建築物(法第34条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア 非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) [略] (イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 27,000円 (ウ)～(カ) [略] イ 非住宅部分(<u>基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</u> (ア) 300平方メートル未満のもの <u>7,000円</u> (イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>19,000円</u> (ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>54,000円</u> (エ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>85,000円</u>

			(オ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>107,000円</u> (カ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> <u>134,000円</u> ウ～エ [略]
(6)～(7) [略]			
(8)	[略]	[略]	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額 ア 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) [略] (イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>347,000円</u> (ウ)～(カ) [略] イ 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>80,000円</u> (イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>131,000円</u> (ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>201,000円</u> (エ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>255,000円</u> (オ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>304,000円</u> (カ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> <u>353,000円</u> ウ [略] エ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) <u>200平方メートル未満のもの</u> <u>16,000円</u> (イ) <u>200平方メートル以上のもの</u> <u>17,000円</u> オ [略] カ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>29,000円</u> (イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>49,000円</u> (ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>85,000円</u> (エ) <u>5,000平方メートル以上のもの</u> <u>125,000円</u>
(9)	[略]	[略]	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額 ア 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適

		合するものとして申請された場合に限る。) (ア) [略] (イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 27,000円 (ウ)～(カ) [略] イ <u>非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</u> (ア) <u>300平方メートル未満のもの</u> 7,000円 (イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 19,000円 (ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 54,000円 (エ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 85,000円 (オ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 107,000円 (カ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> 134,000円 ウ <u>住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</u> (ア)～(イ) [略] エ <u>住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</u> (ア) <u>200平方メートル未満のもの</u> 4,000円 (イ) <u>200平方メートル以上のもの</u> 4,000円 オ <u>住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</u> (ア)～(エ) [略] カ <u>住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</u> (ア) <u>300平方メートル未満のもの</u> 7,000円 (イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 15,000円 (ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 31,000円 (エ) <u>5,000平方メートル以上のもの</u> 54,000円
--	--	--

備考

- 1 「評価対象床面積」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項の床面積から工場等部分の床面積を除いたもの(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る同項の床面積から当該増築又は改築に係る工場等部分の床面積を除いたもの)をいう。

2 前項の「工場等部分」とは、建築物のうち、工場、危険物の貯蔵場、水産物の増殖場、倉庫その他これらに類するものの用途に供する部分であつて、基準省令第1条第1号イの一次エネルギー消費量の算定対象としない部分として市長が定めるものをいう。

3 「標準入力法又は主要室入力法の場合」とは、法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能確保計画が基準省令第1条第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された場合をいう。

4 「モデル建物法の場合」とは、前項の建築物エネルギー消費性能確保計画が基準省令第1条第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された場合をいう。

5 [略]

7 その他の事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2) [略]			
(3)	建築計画概要書その他の建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号) <u>第11条の4第1項</u> の書類の写しの交付	[略]	
(4)～(5) [略]			

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～4 [略]

5 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]	[略]	[略] ア [略] イ [略] (ア) 300平方メートル<u>未満</u>のもの 78,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル<u>未満</u>のもの 103,000円 (ウ) <u>1,000平方メートル以上</u>2,000平方メートル<u>未満</u>のもの 129,000円 (エ) 2,000平方メートル<u>以上</u>5,000平方メートル<u>未満</u>のもの 205,000円 (オ) 5,000平方メートル<u>以上</u>10,000平方メートル<u>未満</u>のもの 266,000円 (カ) 10,000平方メートル<u>以上</u>25,000平方メートル<u>未満</u>のもの 322,000円 (キ) 25,000平方メートル<u>以上</u>のもの 372,000円 ウ 住宅以外の用途に供する部分<u>標準入力法又は主要室入力法の場合</u>

			(ア) 300平方メートル未満のもの <u>162,000円</u> (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>203,000円</u> (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>265,000円</u> (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>379,000円</u> (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>471,000円</u> (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>560,000円</u> (キ) 25,000平方メートル以上のもの <u>637,000円</u> エ 住宅以外の用途に供する部分でモデル建物法の場合 (ア) 300平方メートル未満のもの <u>62,000円</u> (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>79,000円</u> (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>105,000円</u> (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>173,000円</u> (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>230,000円</u> (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>279,000円</u> (キ) 25,000平方メートル以上のもの <u>325,000円</u>
(2)	[略]	[略]	[略] ア [略] イ [略] (ア) 300平方メートル未満のもの 6,900円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>12,000円</u> (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 62,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 100,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 129,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 158,000円 ウ [略] (ア) 300平方メートル未満のもの 6,900円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>12,000円</u>

			(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 20,000円
			(エ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 62,000円
			(オ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 100,000円
			(カ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 129,000円
			(キ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> 158,000円
(3)～(4) [略]			

備考

- 1 「標準入力法又は主要室入力法の場合」とは、法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものとして、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号イに定める基準の適合を確認する方法により算定し、提出された場合をいう。
- 2 「モデル建物法の場合」とは、法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものとして、基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準の適合を確認する方法により算定し、提出された場合をいう。

6 [略]

号	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)	[略]	[略]	[略] ア 標準入力法又は主要室入力法の場合(ウに掲げる場合を除く。) (ア) [略] (イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 269,000円 (ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 347,000円 (エ)～(キ) [略] イ モデル建物法の場合(ウに掲げる場合を除く。) (ア) [略] (イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 106,000円 (ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 139,000円 (エ)～(キ) [略] ウ 標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法の場合(法第35条第1項の認定を受けた法第34条第3項に規定する他の建築物に限る。) (ア) <u>300平方メートル未満のもの</u> 11,000円 (イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 17,000円 (ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>

			<u>27,000円</u> (エ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>77,000円</u> (オ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>121,000円</u> (カ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>152,000円</u> (キ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> <u>190,000円</u>
(2)	[略]	[略]	[略] ア 標準入力法又は主要室入力法の場合 <u>(ウに掲げる場合を除く。)</u> (ア) [略] (イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>134,500円</u> (ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>173,500円</u> (エ)～(キ) [略] イ モデル建物法の場合 <u>(ウに掲げる場合を除く。)</u> (ア) [略] (イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>53,000円</u> (ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>69,500円</u> (エ)～(キ) [略] ウ 標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法の場合(法第35条第1項の認定を受けた法第34条第3項に規定する他の建築物に限る。) (ア) <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>5,500円</u> (イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>8,500円</u> (ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>13,500円</u> (エ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>38,500円</u> (オ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>60,500円</u> (カ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>76,000円</u> (キ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> <u>95,000円</u>
(3)	[略]		
(4)	[略]	[略]	[略] ア 非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) [略]

			(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>269,000円</u> (ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>347,000円</u> (エ)～(キ) [略] イ [略] (ア) 300平方メートル未満のもの <u>83,000円</u> (イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>106,000円</u> (ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>139,000円</u> (エ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>223,000円</u> (オ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>291,000円</u> (カ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>349,000円</u> (キ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> <u>410,000円</u> ウ～エ [略]
(5)	[略]	[略]	[略] ア 非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又はイ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) [略] (イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>17,000円</u> (ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>27,000円</u> (エ)～(キ) [略] イ～ウ [略]
(6)～(7) [略]			
(8)	[略]	[略]	[略] ア [略] (ア) [略] (イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>269,000円</u> (ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>347,000円</u> (エ)～(キ) [略] イ [略] (ア) 300平方メートル未満のもの <u>83,000円</u> (イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>106,000円</u> (ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>

			<u>139,000円</u> (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>223,000円</u> (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>291,000円</u> (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>349,000円</u> (キ) 25,000平方メートル以上のもの <u>410,000円</u> ウ [略] エ [略] (ア) 200平方メートル未満のもの <u>18,000円</u> (イ) 200平方メートル以上のもの <u>19,000円</u> オ [略] カ [略] (ア) 300平方メートル未満のもの <u>33,000円</u> (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>55,000円</u> (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>98,000円</u> (エ) 5,000平方メートル以上のもの <u>148,000円</u>
(9)	[略]	[略]	[略] ア 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号イ及びロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) [略] (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>17,000円</u> (ウ) <u>1,000平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円 (エ)～(キ) [略] イ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)、イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(イ) [略] ウ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)、イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(エ) [略]

備考

- 「評価対象床面積」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項の床面積から工場等部分の床面積を除いたもの(増築又は改築の場合で既存の部分の設計一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。))の評価を行わないときは、

当該既存の部分に係る床面積は除く。）をいう。

- 2 前項の「工場等部分」とは、建築物のうち、工場、危険物の貯蔵場、水産物の増殖場、倉庫その他これらに類するものの用途に供する部分であつて、基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量の算定対象としない部分として市長が定めるものをいう。
- 3 「標準入力法又は主要室入力法の場合」とは、法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能確保計画が基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された場合をいう。
- 4 「モデル建物法の場合」とは、前項の建築物エネルギー消費性能確保計画が基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された場合をいう。
- 5 「標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法の場合」とは、第3項又は前項に規定する場合をいう。

6 [略]

7 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2) [略]			
(3)	建築計画概要書その他の建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号) <u>第11条の3第1項</u> の書類の写しの交付	[略]	
(4)～(5) [略]			

財産の処分について

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、財産の処分（無償譲渡）をするため議会の議決を得る。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

譲渡財産内訳

園舎 1	さつきこども園
所在地	那覇市宇栄原 1 丁目 12 番 1 号
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造・465 m ²
譲与の相手方	
名 称	社会福祉法人 わかめ福社会
所在地	那覇市首里石嶺町 3 丁目 199 番地 2
理事長	饒平名 勝彦
園舎 2	識名こども園
所在地	那覇市識名 2 丁目 2 番 1 号
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造・520 m ²
譲与の相手方	
名 称	社会福祉法人 弘文会
所在地	那覇市繫多川 5 丁目 12 番地 1
理事長	長濱 文子

園舎 3	銘苅こども園
所在地	那覇市銘苅 2 丁目 3 番 20 号
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造・725 m ²
譲与の相手方	
名 称	社会福祉法人 報徳福祉会
所在地	那覇市首里石嶺町 1 丁目 53 番地 2
理事長	立津 源徳

園舎 4	若狭こども園
所在地	那覇市若狭 3 丁目 11 番 1 号
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造・557 m ²
譲与の相手方	
名 称	学校法人 大庭学園
所在地	那覇市久米 1 丁目 5 番 17 号
理事長	大庭 憲

(提案理由)

本市と、平成 28 年度より公私連携幼保連携型認定こども園の運営を行う公私連携法人において締結した「公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する基本協定書」の更新にあたり、上記 4 園の園舎を公私連携法人に無償譲渡するため、この案を提出する。

財産の取得について
(新文化芸術発信拠点施設備品 (音響))

次のとおり新文化芸術発信拠点施設における備品等 (音響) を購入する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|---------------|-------------------------------------|
| 1 | 品名、規格
及び数量 | 新文化芸術発信拠点施設備品等 (音響) (別紙明細書の
とおり) |
| 2 | 購入の目的 | 那覇文化芸術劇場なは一と施設備品の購入 |
| 3 | 購入の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 212,300,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 株式会社興洋電子 |

(提案理由)

新文化芸術発信拠点施設備品 (音響) を整備する目的で購入する財産について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

財産の取得について
(新文化芸術発信拠点施設備品 (照明))

次のとおり新文化芸術発信拠点施設における備品等 (照明) を購入する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|---------------|-------------------------------------|
| 1 | 品名、規格
及び数量 | 新文化芸術発信拠点施設備品等 (照明) (別紙明細書の
とおり) |
| 2 | 購入の目的 | 那覇文化芸術劇場なは一と施設備品の購入 |
| 3 | 購入の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 120,780,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 有限会社システム・エヌ |

(提案理由)

新文化芸術発信拠点施設備品 (照明) を整備する目的で購入する財産について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

議決内容の一部変更について

次のとおり議決内容の一部を変更する。

令和3年2月9日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議 決 議 案 名 工事請負契約について（那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（建築））（平成30年10月4日同意）

契約の相手方 國場組・大米建設・金城キク建設・ニシダ工業共同企業体

代表者 沖縄県那覇市久茂地三丁目21番1号
株式会社 國場組
代表取締役 玉城 徹也

構成員 沖縄県那覇市高良3丁目1番地1
株式会社 大米建設
代表取締役社長 仲本 靖彦

構成員 沖縄県那覇市西1丁目1番28号
株式会社 金城キク建設
代表取締役 比嘉 正敏

構成員 沖縄県那覇市真嘉比3丁目6番3号
株式会社 ニシダ工業
代表取締役 西田 伯夫

- 2 変更する事項 請負代金額
既 決 金 額 7,839,109,700 円
変 更 金 額 7,862,474,800 円

（提案理由）

那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事（建築）について、議決内容の一部を変更するため、この案を提出する。

令和3年度包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和3年2月9日提出

那霸市長 城 間 幹 子

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間の始期 令和3年4月1日
- 3 契約の金額 10,713,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 [REDACTED]

公認会計士 木戸 秀徳

(提案理由)

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、包括外部監査契約を締結するため、この案を提出する。



那 監 第 72 号
令和 3 年 1 月 25 日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市監査委員

同

同

同

久場 健護

宮里 善博

宮城 哲

古堅 茂治



令和 3 年度包括外部監査契約の締結について（回答）

令和 3 年 1 月 14 日付け那企企第 220 号で照会のありましたみだしのことに
ついては下記のとおりです。

記

異議はありません。

工事請負契約について（第一牧志公設市場建設工事（昇降機））

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 契約の目的 第一牧志公設市場建設工事（昇降機）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 175,405,100 円
- 4 契約の相手方

受注者 那覇市久茂地 1 丁目 3 番 1 号
沖縄菱電ビルシステム株式会社
代表取締役社長 長瀬 英司

（提案理由）

「第一牧志公設市場建設工事（昇降機）」を施工するため、この案を提出する。

那覇市松山公園文化交流施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

1. 管理を行わせる公の施設

名 称：那覇市松山公園文化交流施設

所在地：那覇市久米 2 丁目 29 番 19 号

那覇市久米 2 丁目 30 番 6 号

那覇市松山 1 丁目 17 番 64 号

2. 指定管理者となる団体

名 称：一般社団法人 那覇市観光協会

所在地：那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号 てんぶす那覇 3 階

代表者：会長 佐久本 武

3. 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 月 3 月 31 日まで

(提案理由)

那覇市松山公園文化交流施設の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

市道の路線廃止について

道路法第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり市道の路線廃止を行うことについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

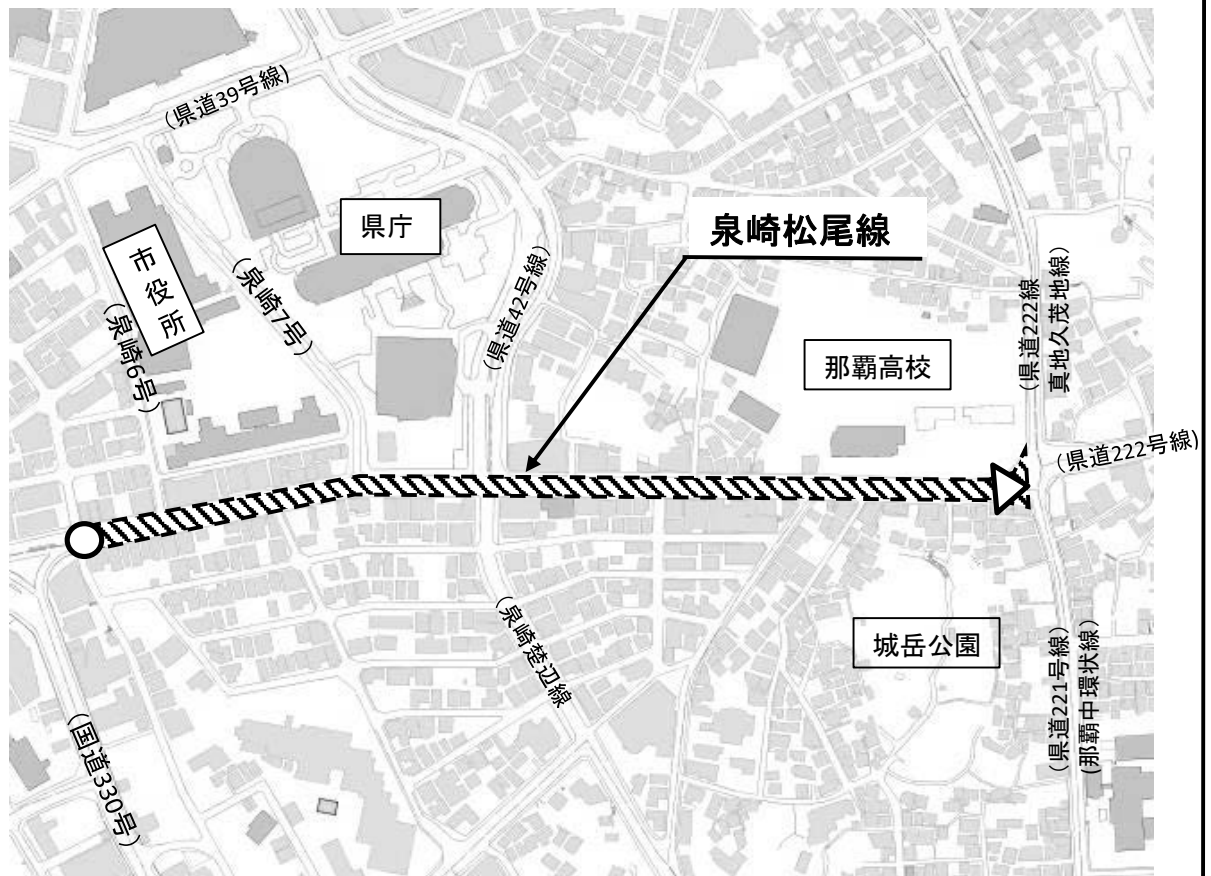
1. 廃止する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
24	泉崎松尾線	泉崎 1 丁目 4 番 9 ～ 松尾 1 丁目 1 番	

(提案理由)

沖縄県において那覇市及びその周辺の交通需要に対応するため、県道真地久茂地線の終点が国道 58 号松山交差点から国道 330 号旭町交差点へ変更されたことから、市道泉崎松尾線の管理を沖縄県へ移管することに伴う市道路線廃止について議会の議決を得るため、この案を提出する。

市道の路線廃止位置図(参考図)



凡 例

廃止路線



工事請負契約について
(宇栄原市営住宅第 5 期建替工事 (建築))

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 3 年 2 月 9 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 契約の目的 宇栄原市営住宅第 5 期建替工事 (建築)
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 1,871,680,800 円
- 4 契約の相手方

受注者 野原建設・IMICORPORATION 共同企業体

代表者 沖縄県那覇市長田 2 丁目 10 番 32 号
株式会社 野原建設
代表取締役 上地 修

構成員 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 2 番 19 号
株式会社 IMICORPORATION
代表取締役 池原 紀夫

(提案理由)

「宇栄原市営住宅第 5 期建替工事 (建築)」を施工するため、この案を提出する。

